



# 事業計画書

「こどもデータ連携実証事業」

令和5年4月

福岡市

## 1. 団体概要

### (1) 団体名

福岡市役所

### (2) 団体代表者

福岡市長 高島 宗一郎

### (3) 担当課

こども未来局こども健やか部こども見守り支援課

### (4) こどもに関する各種計画

第5次福岡市子ども総合計画（令和2年度～令和6年度） ※令和2年3月策定

#### 【計画の位置づけ等】

子どもに関する分野の基本的な計画として、施策の総合的・計画的な推進を図るもの。  
なお、この計画は法で定める下記計画として位置づけている。

- ・福岡市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- ・福岡市子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）
- ・次世代育成支援福岡市行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- ・福岡市ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- ・福岡市子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律）

#### 【計画の基本方針】

下記に掲げる基本理念のもと、すべての施策の推進にあたって必要となる視点を基本的視点として掲げ、妊娠期から子育て期など、ライフステージごとに整理した基本目標の下で施策の充実強化に取り組むこととしている。

##### ① 基本理念

**すべての子どもが夢を描けるまちをめざして**

##### ② 基本的視点

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 視点1 すべての子どもの権利の尊重 | 視点2 すべての子ども・子育て家庭の支援 |
| 視点3 支援へのアクセス向上    | 視点4 地域や市民との共働        |
| 視点5 社会全体での支援      |                      |

##### ③ 基本目標

- 目標1 安心して生み育てられる環境づくり
- 目標2 子ども・若者の自立と社会参加
- 目標3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

※虐待防止や貧困対策等の困難を抱える子どもや家庭への支援に関しては、主に目標3の「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」で関連施策を位置付け、取組みを実施。

### (5) 子ども施策に関する組織体制

子どもに関する施策は、保健福祉、教育、地域コミュニティなど、市政のさまざまな分野にわたっているため、平成17年度に、子ども施策の中核的な役割を担う「こども未来局」を創設。こども未来局を中心に、福祉局や教育委員会などの関係部署のほか、政令市

であることから、児童相談所（福岡市こども総合相談センター）や市民窓口となる区役所（7区）とも連携を図りながら、総合的に施策を推進している。

なお、令和3年4月に、各区役所の子育て支援課を「子ども家庭総合支援拠点」として、身近な場所での在宅支援体制を強化し、児童相談所や関係機関等との連携を図りながら、サポートが必要な子どもや家庭への支援にあたっている。

## 2. 実証事業の実施概要

### (1) 事業目的

少子高齢化、都市化、核家族化の進行などによる子育て家庭の孤立化など、子どもと子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化している。そうした中、困難を抱える子どもやその家庭は、その実態が見えづらく、自らSOSを発信できないなど、もともと顕在化しづらいことに加え、長引くコロナ禍によって、さらにそのリスクが見えづらく、捉えづらくなっており、支援が届きづらくなっている。

こうした状況に対応するため、子どもに関する福祉や教育などの各種情報を横断的に連携し、適切に活用することで、SOSを待つことなく、困難を抱える子どもや家庭の早期把握を促し、適切な支援につなげていくための仕組みづくりを行うもの。

### (2) 取組内容

#### 【令和4年度】

デジタル庁の実証事業に参加し、0歳～中学校3年生までの子どもを対象とし、虐待等の困難を抱える子どもを主なユースケースとして、福祉や教育などの子どもに関する各種情報を連携・活用するためのシステム（こどもの支援システム）の整備及び支援の必要性を算出するロジック構築に取り組んだ。

また、当該システムを児童相談所および各区役所の子育て支援課において、担当職員のアセスメントのサポートツールとして活用しながら、支援が必要な子どもや家庭を把握し、支援につなげるためのプッシュ型支援の取組みを試行的に進めてきた。

試行の結果、システムの活用により、電話等による個別アプローチ（相談支援）に加え、行政サービスの利用終了から長期間経過した家庭等に対して、訪問による相談対応や助言を行うなど、孤立化の防止や重症化の未然防止に一定の効果があったと考えている。また、担当職員からは、システムの活用により「情報収集のスピードが向上した」、「アセスメントの充実につながった」等の声が聞かれ、アセスメントのサポートツールとしても一定の成果を得ることができた。

一方で、以下のような課題も明らかになり、引き続きの検討が必要となっている。

#### ①ロジックの精度向上

担当職員が実際に支援の必要性等を判断する上で、相関関係の検証が必要な項目もあり、ロジックの精度向上が必要。

## ②プッシュ型支援の対象拡大

主に乳幼児を中心として、何らかの兆候が見られる子どもや家庭にロジックを活用したが、既に何らかの関わりを持っているケースが多く、作成したロジックの精度向上のためにも、支援が届きにくい・支援の必要性が見えづらい等の潜在層を把握することが必要。

## ③データ連携頻度の向上

支援現場では、最新の情報を用いたアセスメントを基本としており、現行システムのデータ連携頻度（週次または月次）では、状況変化に十分な対応ができていない。より正確な状況把握のためには、データ連携頻度の向上を視野に入れ、プログラム設計・ヒアリング・実施可否の検討・試行等が必要。

## 【令和5年度】

本実証事業においては、令和4年度の検証結果も踏まえ、虐待等の困難を抱える子どもの早期把握・早期支援のため、ロジックのさらなる精度向上とともに、その適用対象の拡大を図ることで、より幅広く潜在的に支援が必要な子どもをアウトリーチ等による支援につなげていくこととする。

また、新たなユースケースとして、特に表面化しにくいことが課題とされているヤングケアラーに係る困難を抱える子どもの早期把握に向けて取り組むこととする。

なお、本実証事業とは別に、担当職員による情報収集のさらなる迅速かつ円滑化を図るため、こども支援システムとの各種連携データについて、更新頻度の向上等にも取り組むこととしており、本実証事業とあわせて一体的に取り組むこととしている。

### 取組① 虐待等の困難を抱える子どもの早期把握・プッシュ型支援の拡充

令和4年度は、現支援ケースとその他の子どものデータの相関分析を行うことで、現支援ケースとの相関が高い項目を特定し、相関関係を表す計算式（ロジック）の構築を行ったが、令和5年度においては、担当職員や有識者等へのヒアリング調査を行い、相関分析の結果に加え、担当職員が虐待等の判断を行う際の観点など、既存の知見も十分に活用しながら、精度向上に取り組んでいく。

また、対象データの選定や分析手法の検討にあたっては、潜在層を把握し、潜在化しやすい特徴をもつ子どもや家庭を既存の知見等から可能な範囲で精査したうえで分析に用いることや、新たな分析手法の活用など、新たな視点から検討を行い、より潜在層へのアプローチにつながるロジックの構築を目指していく。

あわせて、プッシュ型支援の拡充のため、ロジックの適用対象の見直し等、より効果的な活用方法について検討を行うとともに、把握した子どもや家庭へのアプローチ手法や支援につなぐ際の基準等についても、実証事業の中で検証していく。また、プッシュ型支援拡充には、支援現場の職員の業務効率を向上させ、支援のための時間を捻出する必要がある。その方法の一つとして、支援対象候補者がリスト化された際に、

必要な情報が市の既存データから事前入力されるシステムの構築を検討する。

### **取組② ヤングケアラーに係る子どもの SOS の早期発見**

ヤングケアラーは、子どもがその年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負い、本来、大人が担うような家族の介護や世話を日常的に行うことにより、社会的にも孤立し、自らの育ちや教育に影響を及ぼすことなどが懸念されており、近年、子どもに関する重大な社会問題として急速に認知されはじめている。

しかし、ヤングケアラーは家庭内の問題であることに加え、本人や家族が支援の必要性があることを認識していない場合も多く、また、支援の必要性は理解しつつも、支援を受けることに抵抗感があるなど、表面化しにくい構造となっている。

ヤングケアラーの早期発見のためには、その実態把握が重要となるが、法令上の定義がなく、調査研究データ等も十分に蓄積されていないため、その検討にあたっては、実務者（児相職員、区役所職員など）や関係機関、有識者等による専門的知見の活用とともに、信頼性が担保された情報源を精査した上で必要な調査を行うなど、慎重に検討を進めていく必要がある。

そのため、本実証事業においては、まずは実態把握による課題の整理、要件定義、データ項目の選定、ロジックに用いる基準の検討までを行い、本実証事業の検討結果を踏まえたロジック構築及びその活用（プッシュ型支援への接続など）については、令和6年度以降も含め、継続的に取り組んでいくことを想定している。

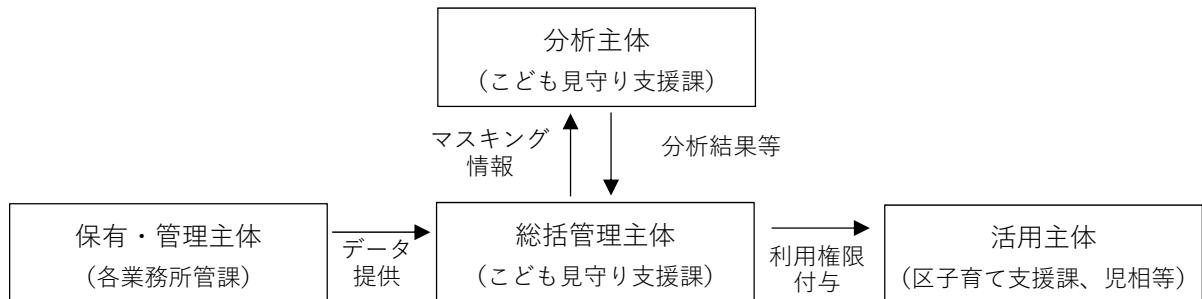
なお、福岡市においては、令和5年度に学校等の関係機関や児童生徒を対象としたヤングケアラーの実態調査を予定しており、その調査結果の有効活用についても検討していく。

また、現行のヤングケアラーへの支援として、NPO 法人への委託により、ヤングケアラー相談窓口を設置し、専門のコーディネーターやヘルパー派遣による支援を行っており、本件に取り組む上では、当該 NPO 法人との連携についても検討していきたい。

**(3) 実施体制、役割**

以下のようなデータガバナンス体制により、個人情報を適正に取扱い、活用していく。

- ・ 総括管理主体 : こども見守り支援課
- ・ 保有・管理主体 : 各業務所管課
- ・ 分析主体 : こども見守り支援課
- ・ 活用主体 : 区子育て支援課、児童相談所



## (4) 連携するデータ項目

福祉、保健、教育のデータ項目で実証事業を進めていくことを想定しており、本実証事業では2つのユースケースを対象とすることから、実証事業の進捗の過程で、分析に必要な情報が不足するなどの場合には、ユースケース毎に必要なデータ項目の追加を検討する。

主なデータ項目（案）は、以下のとおり。

	システム等	データ項目（案）	
<b>基本情報</b>	住民記録システム	・世帯情報、学齢簿情報等	
<b>福祉</b>	生活保護システム	・生活保護の受給状況等	
	子育て支援	母子保健システム	・妊娠届 ・健診情報（妊婦、産婦、乳幼児）等
		児童手当・児童扶養手当システム	・児童手当、児童扶養手当資格情報
		母子父子寡婦福祉資金貸付システム	・母子父子寡婦福祉資金貸付情報
		子ども・子育て支援システム	・認可・認可外保育施設・幼稚園利用者情報
		公費医療システム	・子ども医療、ひとり親家庭等医療費助成資格情報
	障がい	公費医療システム 保健福祉総合システム	・障がい児・者情報 (障がい者医療費助成資格情報等)
介護		保健福祉総合システム	・介護受給者情報等
<b>教育</b>	児童生徒管理システム	・児童生徒の基本情報（氏名等）	
	校務支援システム	・学校生活状況（出欠等） ・学校健診情報等	
	就学援助システム	・就学援助情報	
	給食費システム	・給食費の滞納情報等	
<b>相談</b>	児童相談システム	・児童相談所支援中児童情報 ・要保護児童支援地域協議会登録児童情報	

## (5) データの取得方法及び管理方法

### 【データの取得方法】

#### ・市長事務部局系システム

こどもの支援システムについては、各基幹システムと同等のセキュリティを確保するため、同じ業務系（個人番号利用事務系）ネットワーク内に設置しており、職員等の手動作業により、ネットワーク経由で取得。なお、令和5年度においては、システム改修により自動連携を進めていく予定としている。

#### ・校務系システム

業務系ネットワークとは異なるネットワークにあることから、相互に通信が行えず、外部媒体を活用して取得。

### 【データの管理方法】

取得したデータについては、主に以下のような「福岡市情報セキュリティポリシー」に基づく安全管理措置を講じている。

#### ・組織的安全管理措置

情報セキュリティ最高責任者のもと、情報セキュリティ管理者や情報システム責任者等を定めるとともに、本実証事業の実施にあたっては、利用者の権限設定など、アクセスコントロールを実施。

#### ・人的安全管理措置

システム運用にあたり、セキュリティなどの情報管理の徹底を周知するほか、全庁的に行われているe-ラーニングによる研修も活用。

#### ・物理的安全管理措置

システムを構築しているインフラ共通基盤は外部データセンターに設置されているほか、システムの運用保守等に係る保守作業室への入室制限等を実施。

#### ・技術的安全管理措置

業務系ネットワークでは、インターネット等の他のネットワークとの遮断、アクセスログ監視、ログ確認機能や認証機能の実装などのセキュリティ確保のための対策を実施。

## (6) データ共有の流れと個人情報の適正な取扱い

### 【データ共有の流れ（アクセスコントロール）】

こどもの支援システムについては、活用主体として指定された者を除き、システムの利用端末を設置しないほか、利用者登録も行わないこととしている。

システムの利用者登録は、活用主体における管理責任者（業務所管課の所属長）が、総括管理主体にアクセス権申請（登録・削除・変更）により実施している。

なお、アクセス権限は登録された利用者ごとに、必要な権限を設定することとしており、職員管理やログ情報等の編集権限については、総括管理主体であるこども見守り支援課のみ有する。



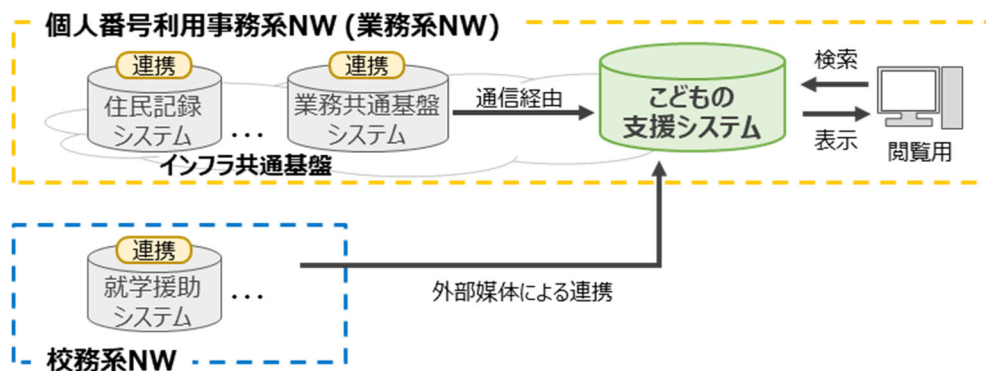
**【個人情報の適正な取扱い】**

デジタル庁の実証事業において定められた実証事業ガイドラインを踏まえ、改正個人情報保護法に基づく、利用目的の特定及び目的外利用等の整理を行うこととしている。具体的には、実証事業ガイドラインで整理されている地方公共団体が対応・検討すべき主な事項について、「事業実施要綱」等を策定し、その中で個人情報の適正な取扱いも定める。

本計画書の「(3) 実施体制、役割」で整理したデータガバナンス体制のもと、「福岡市情報セキュリティポリシー」に基づき各種安全管理措置を講じるなど、個人情報の適正な取扱いを確保しながら取組みを進めていく。

**(7) システム等の構成図**

令和4年度実証事業で構築したシステムを基にした令和5年度に想定される構成であり、今後の進捗により構成が変更される可能性がある。



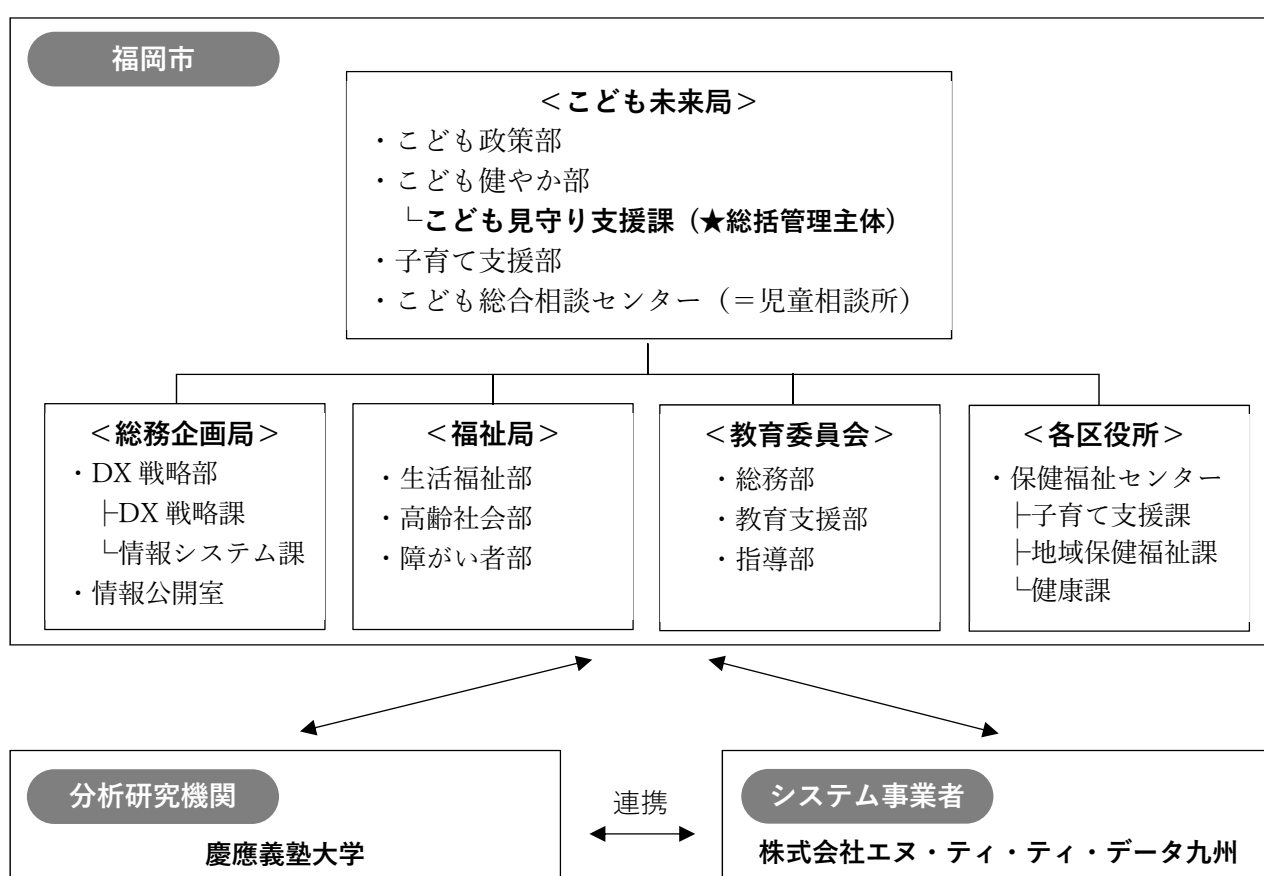
## (8) 実証事業の実施体制

総括管理主体となるこども見守り支援課が本事業を統括。関係局や研究機関、システム事業者等との協議調整など、連携強化を図りながら、分野横断的に検討を進めていく。

なお、検討にあたっては、関係局職員や実務者（児相職員、区役所職員など）を含めたワーキンググループを立ち上げ予定。

データ分析及びロジック構築については、有識者（慶應義塾大学）等と連携して取り組んでいく。なお、慶應義塾大学はこども家庭庁が選定する検証受託事業者との連携・調整の役割も担う。

令和4年度実証事業において整備したこどもの支援システムの運用保守及び改修を担うシステム事業者は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州である。



## (9) 発見したこどもや家庭について、支援の必要性を判断し、適切な支援方を検討するための方法や体制

把握した子どもや家庭へアセスメントを行い、適切な支援につなげる担い手としては、児童相談所および区子育て支援課の職員（ケースワーカー、児童福祉司、児童心理士など）であり、従来の支援フローの中で、こどもの支援システムを活用し、アセスメントに必要な情報収集により、福祉サービスの受給状況などの調査を行うとともに、ロジックの適用結果も踏まえ、支援の必要性を判断する際の判断の一助とするもの。

なお、現在、令和6年度からの児童福祉法改正への対応を見据え、法で定める「こども

家庭センター」の設置など、子ども家庭支援体制の強化に向けた検討を進めているところであり、引き続き、本事業を含めた早期把握・早期支援のための体制や支援方策についてもあわせて検討していく予定。

#### (10) 支援方策の具体例

支援については、把握した子どもや家庭の状況に応じて、関係機関等による見守りや、現行の支援メニューを活用することを想定している。より早い段階からニーズを把握し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことで、深刻化の予防に取り組む。

〔現行の支援メニューの例〕

- ・訪問系　：産後ヘルパー、支援対象児童等見守り訪問（生活支援、食事提供等）など
- ・通所系　：産後デイケア、児童家庭支援センターなど
- ・預かり系：一時預かり、子どもショートステイなど
- ・居場所系：子育て交流サロン、子どもプラザ、こども食堂など

#### (11) 検証項目に係る検証方法

ロジックの検証にあたっては、机上検証と実証による検証の2つのアプローチから取り組んでいくことを想定している。事前に予測モデルを構築し机上検証を行ったうえで、実証による検証を行うことで、現場の負担軽減を図りながら効率的に検証を行えることが期待される。

また、関係局職員や実務担当者（児相職員や区役所職員など）を含めたワーキンググループや実務担当者等へのアンケートを活用し、検証に取り組んでいく予定。

#### (12) 実証事業で発生、取得した財産等の帰属先

本事業の遂行中の生じた知的財産権は、その発明又は創作等を行った当事者に帰属する。複数の当事者が共同で発明又は創作を行った場合には、その知的財産権は複数の当事者の共有とし、その持分割合は貢献度によりその都度協議して定めるものとする。



## R5年度こどもデータ連携実証事業 事業費内訳（見込み）

（単位：円）

項目	単価	数量	金額	積算内訳・備考
<b>I ロジック関連</b>			<b>25,000,000</b>	
<b>1) データの分析に必要な経費</b>			<b>11,000,000</b>	
① 分析機材利用料	2,000,000	1式	2,000,000	ワークステーション、ストレージ等
② ソフトウェアライセンス料	1,000,000	1式	1,000,000	統計解析ソフトウェアライセンス料またはソフトウェア購入料
③ 統計解析	320,000	15.0人月	4,800,000	
④ ロジック作成	320,000	10.0人月	3,200,000	
			0	
<b>2) ロジック活用に必要な経費</b>			<b>14,000,000</b>	システム運用事業者への再委託費用
① プログラム構築	8,000,000	1式	8,000,000	
② システム改修	6,000,000	1式	6,000,000	システムへの組込、画面改修等
			0	
			0	
			0	
<b>II ヤングケアラー検討</b>			<b>9,400,000</b>	
<b>1) データの分析に必要な経費</b>			<b>9,400,000</b>	
① 実態把握のための調査	3,000,000	1式	3,000,000	再委託
② 統計解析・検討	320,000	20.0人月	6,400,000	
			0	
			0	
<b>III 検証・試行に係る費用</b>			<b>1,600,000</b>	
① 分析の評価・効果検証	320,000	2.0人月	640,000	
② 報告書作成	320,000	3.0人月	960,000	
<b>IV その他の本事業の実施に必要な費用</b>			<b>7,840,000</b>	
① PMO業務等	320,000	12.0人月	3,840,000	
② 有識者への謝金 （要件定義・ロジック検証など）	2,000,000	1式	2,000,000	
③ 旅費	2,000,000	1式	2,000,000	ワーキング等の実施に係る旅費（東京⇄福岡）
小計			43,840,000	
消費税（10%）			4,384,000	
合計			48,224,000	